

港湾法及び北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部を改正する法律案 参照条文

○ 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）

（定義）

第二条 この法律で「港湾管理者」とは、第二章第一節の規定により設立された港務局又は第三十三条の規定による地方公共団体をいう。

2～4 （略）

5 この法律で「港湾施設」とは、港湾区域及び臨港地区内における第一号から第十一号までに掲げる施設並びに港湾の利用又は管理に必要な第十二号から第十四号までに掲げる施設をいう。

一～九 （略）

九の二 廃棄物処理施設 廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物破碎施設、廃油処理施設その他の廃棄物の処理のための施設（第十三号に掲げる施設を除く。）

九の三～十四 （略）

6～9 （略）

（業務）

第十二条 港務局は、次の業務を行う。

一～十一の二 （略）

十一の三 廃棄物埋立護岸、海洋性廃棄物処理施設（船舶若しくは海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十号）第三条第十号に規定する海洋施設において生じた廃棄物（同法第四十四条に規定する廃有害液体物質等を含む。）又は第二号に掲げる業務の実施その他海洋における汚染の防除により収集された廃棄物の処理のための施設で廃棄物埋立護岸以外のものをいう。以下同じ。）、

廃油処理施設（同法第三条第十四号に規定する廃油処理施設をいう。）及び排出ガス処理施設（同法第四十四条に規定する排出ガス処理施設をいう。）を管理運営すること。

十二～十四 （略）

2～5 （略）

（費用の補助）

第四十三条 国は、特に必要があると認めるときは、前条に規定するもののほか、予算の範囲内で、一般公衆の利用に供する目的で（第四号に

掲げる港湾施設に係る場合を除く。) 港湾管理者のする港湾工事の費用に対し、次に掲げる基準で補助することができる。

- 一 重要港湾における水域施設、外郭施設又は係留施設のうち、前条第一項の国土交通省令で定める小規模なものの建設又は改良の港湾工事については十分の四以内
- 二 重要港湾における臨港交通施設の建設又は改良の港湾工事については十分の五以内
- 三 地方港湾における水域施設、外郭施設、係留施設又は臨港交通施設の建設又は改良の港湾工事については十分の四以内
- 四 港湾公害防止施設又は港湾環境整備施設の建設又は改良の港湾工事については十分の五以内
- 五 廃棄物埋立護岸又は海洋性廃棄物処理施設の建設又は改良の港湾工事については十分の二・五以内

(直轄工事)

第五十二条 重要港湾において一般交通の利便の増進、公害の防止又は環境の整備を図り、避難港において一般交通の利便の増進を図るため必要がある場合において国と港湾管理者の協議が調ったときは、国土交通大臣は、予算の範囲内で次に掲げる港湾工事を自らすることができる。

- 一 重要港湾が国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な水域施設、外郭施設、係留施設又は臨港交通施設として国土交通省令で定めるものの港湾工事
 - 二 重要港湾が前号の拠点としての機能を發揮するために必要な港湾公害防止施設、港湾環境整備施設、廃棄物埋立護岸又は海洋性廃棄物処理施設のうち国土交通省令で定める大規模なものの港湾工事
 - 三 避難港における水域施設又は外郭施設のうち国土交通省令で定める大規模なものの港湾工事
 - 四 前三号に掲げる港湾工事以外の港湾工事であつて高度の技術を必要とするものその他港湾管理者が自らすることが困難である港湾工事
- 2 前項の規定により国土交通大臣がする港湾工事に係る費用のうち次の各号に掲げる施設の建設又は改良に係るものは、当該港湾の港湾管理者が当該各号に掲げる割合で負担する。
- 一 特定重要港湾における水域施設、外郭施設若しくは係留施設(これらの施設のうち、国際海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設であつて国土交通省令で定めるものに限る。)又は臨港交通施設(第六号に掲げる施設を除く。) 三分の一
 - 二 重要港湾における水域施設、外郭施設、係留施設又は臨港交通施設(前号及び第六号に掲げる施設を除く。) 十分の四・五
 - 三 重要港湾における港湾公害防止施設又は港湾環境整備施設 十分の五
 - 四 重要港湾における廃棄物埋立護岸又は海洋性廃棄物処理施設十分の七・五
 - 五 避難港における水域施設又は外郭施設(次号に掲げる施設を除く。) 三分の一
 - 六 水域施設、外郭施設、係留施設又は臨港交通施設(前項第四号に掲げる港湾工事に係るものに限る。) 十分の五

3 地方財政法第十七条の二第一項及び第十九条第二項の規定は、港務局について前項の場合に準用する。この場合において、「地方公共団体」とあるのは、「港務局」と読み替えるものとする。

○ 北海道開発のためにする港湾工事に關する法律（昭和二十六年法律第七十三号）（抄）

（港湾管理者のする港湾工事に關する費用の負担）

第二条 港湾管理者のする港湾工事であつて、北海道開発のため必要であると認められるものの費用は、水域施設又は外郭施設の建設又は改良に係るものについては、国がその十分の七・五を、港湾管理者がその十分の二・五をそれぞれ負担し、係留施設、臨港交通施設又は公共の用に供する港湾施設用地の建設又は改良に係るものについては、国がその十分の六を、港湾管理者がその十分の四をそれぞれ負担し、港湾公害防止施設又は港湾環境整備施設の建設又は改良に係るものについては、国と港湾管理者とがその十分の五をそれぞれ負担し、廃棄物埋立護岸又は海洋性廃棄物処理施設の建設又は改良に係るものについては、国がその十分の二・五を、港湾管理者がその十分の七・五をそれぞれ負担する。

2 港湾法第四十二条第三項及び第四項（費用の負担）の規定は、前項の場合に準用する。